



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉・援護課） 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の名称の変更の届出（福祉・援護課） 2
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅・3件（水産課） 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 2
- 都市計画事業の認可（道路街路課） 3
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 3

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・10件（商工振興課） 3
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（道路街路課） 6

教育委員会事項

- 博物館の登録事項の変更 6

告 示

沖縄県告示第561号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
ふれあい在宅マッサージFCコザ（小波津洋三）	沖縄市照屋二丁目24番3号2F	平成24年8月1日
古島整骨院（立木伸久）	那覇市古島1丁目6番地6	平成24年8月27日
新田浩史（新田浩史）	宜野湾市野嵩一丁目49番8号メゾンリベルテ野嵩アーベイン303号	平成24年9月1日
二ヶ整骨院（木村鉄也）	那覇市宇栄原3丁目32番14号ライオンズプラザ宇栄原101号	平成24年9月3日
東洋あっしん指圧治療センター（千葉拓美）	浦添市屋富祖二丁目15番13号シティハイツYAFUSO403号	平成24年9月5日
あがり浜整骨院（宮城賢、泉水秀平及び宮城武也）	与那原町字東浜68番地1	平成24年9月8日

沖縄県告示第562号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

名称の変更

指定施術機関の名称 (施術者の氏名)	指定施術機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ふれあい在宅マッサージFCコザ（小波津洋三）	沖縄市照屋二丁目24番3号2F	株式会社フレアス	ふれあい在宅マッサージFCコザ	平成24年8月1日

沖縄県告示第563号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	廃止年月日
はりきゅう・マッサージ元気堂（新田浩史）	北中城村字安谷屋2175番地マンションTAKA4-2	平成24年8月31日
ニケ整骨院（木村登志子）	那覇市宇栄原3丁目32番14号ライオンズプラザ宇栄原101号	平成24年8月31日
がんばる接骨院（伊佐修平）	名護市字宮里1592番地マックスパリュなご店1F	平成24年9月30日

沖縄県告示第564号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成20年沖縄県告示第682号で同意の認定をした伊江加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第565号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成20年沖縄県告示第683号で同意の認定をした石垣加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第566号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成20年沖縄県告示第684号で同意の認定をした与那国加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第567号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成24年11月30日から同年12月14日まで知念漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 南城市知念字海野136番地 外間光吉、南城市知念字知名904番地 照喜名智
- 2 加入区 知念加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 知念漁業協同組合

沖縄県告示第568号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・15号北農線
- 3 事業施行期間 平成24年11月30日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 名護市字宇茂佐東兼久原、大增原及び宇茂佐原地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第569号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那覇市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 那覇市古島2丁目の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年11月16日から平成25年1月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（3級・4級基準点測量、4級水準測量、現地測量及び路線測量）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン名護ショッピングセンター 名護市字名護見取川原4472番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 東住宅産業株式会社 名護市宇為又87番地 代表取締役 仲泊弘次
- 3 法第8条第1項の規定による名護市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年11月30日から同年12月30日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン具志川ショッピングセンター うるま市字前原幸崎原303番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地1 代表取締役 末吉康敏
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年11月30日から同年12月30日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン北谷ショッピングセンター 北谷町字美浜8番地5
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社北谷町物産公社 北谷町字美浜8番地5 代表取締役 米須義雄
- 3 法第8条第1項の規定による北谷町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年11月30日から同年12月30日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン南風原ショッピングセンター 南風原町字宮平264番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地1 代表取締役 末吉康敏
- 3 法第8条第1項の規定による南風原町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年11月30日から同年12月30日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン那覇ショッピングセンター 那覇市金城5丁目10番地2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京

都千代田区丸の内一丁目4番5号 代表取締役 若林辰雄

- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年11月30日から同年12月30日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン名護ショッピングセンター 名護市字名護見取川原4472番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 東住宅産業株式会社 名護市字為又87番地 代表取締役 仲泊弘次
- 3 法第8条第1項の規定による名護市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年11月30日から同年12月30日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン具志川ショッピングセンター うるま市字前原幸崎原303番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地1 代表取締役 末吉康敏
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年11月30日から同年12月30日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン北谷ショッピングセンター 北谷町字美浜8番地5
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社北谷町物産公社 北谷町字美浜8番地5 代表取締役 米須義雄
- 3 法第8条第1項の規定による北谷町の意見の概要 届出にある騒音防止対策を遵守し、周辺的生活環境保持に細心の注意を払うこと。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年11月30日から同年12月30日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8

条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン南風原ショッピングセンター 南風原町字宮平264番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地1 代表取締役 末吉康敏
- 3 法第8条第1項の規定による南風原町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年11月30日から同年12月30日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン那覇ショッピングセンター 那覇市金城5丁目10番地2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 代表取締役 若林辰雄
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 店舗付近には小中学校やモノレール駅があることから、通勤通学時と重なることで混雑も予想される。交通管理については警察の所管になるため、沖縄県公安委員会の意見を聞くこと。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年11月30日から同年12月30日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年11月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・10号汀良翁長線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成21年沖縄総合事務局告示第41号の事業地のうち沖縄県那覇市首里鳥堀町4丁目及び首里石嶺町2丁目において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成21年12月14日から平成31年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第10号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定により、博物館に係る登録事項を次のとおり変更

した。

平成24年11月30日

沖縄県教育委員会
委員長 安次 嶺 馨

設置者の名称	変更年月日
(新) 一般財団法人沖縄美ら島財団 (旧) 財団法人海洋博覧会記念公園管理財団	平成24年10月1日

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総 務 私 学 課 電 話 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸 満 市 西 崎 町 五 丁 目 9 番 16 号</p>
---	---